

航空保安業務処理規程の一部改正について

1. 改正理由

平成20年2月16日に新千歳空港において発生した日本航空インターナショナル所属機による航空重大インシデントについて、平成21年1月23日に公表された運輸安全委員会の調査報告書において、航空管制官による交通情報の中で使用された「TAKE OFF」の語が運航乗務員に離陸許可と誤認されたことが原因の一つである旨指摘されたことから、当該用語の使用制限について規定化する必要がある。

2. 改正概要

- (1) 第5管制業務処理規程 Ⅲ管制方式基準 (Ⅲ)飛行場管制方式 1通則
(2)【走行地域における指示】

- (2) 第5管制業務処理規程 Ⅲ管制方式基準 (Ⅲ)飛行場管制方式 2管制許可等 (1)【離陸許可】及び(7)【離陸許可の取消し】

上記項目において、「TAKE-OFF」の語は「離陸許可」又は「離陸許可の取消し」以外では使用しないこととする旨追記する。

3. 本改正の適用日

平成21年1月23日